

北里大学と首都大学東京との学術交流協定書

北里大学及び首都大学東京は、両大学がそれぞれ専門とする分野の特色を生かして、包括的に教育及び研究の分野で連携していくことを確認し、次のとおり協定を締結する。

(共催事業等)

第1条 両大学は、それぞれ協議の上、相互理解を深めるためのシンポジウム等の共催その他学術交流事業を実施する。

(教育・研究交流)

第2条 両大学は、それぞれが実施する教育・研究等に関して、相互に教員、学生等の交流を行うことができる。

2 両大学は、双方が所有する学術資料・出版物及び情報の交換等を行うことができる。

(施設の利用)

第3条 両大学は、それぞれが管理する施設について、この協定の実施に必要な限り、協定先大学の利用を許可することができる。

(協定の運用)

第4条 この協定は、信頼、互恵及び双務を原則として運用するものとする。

(協定の実施)

第5条 この協定に定める事項の実施に当たり必要となる事項は、別に定める。

(疑義の解釈)

第6条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、協議して定める。

(有効期間)

第7条 この協定は5年間有効とする。両大学のいずれから6ヶ月以前に文書で協定終了の申し入れがない限り自動的に継続される。(以降1年ごとの見直しとする。)

この協定の締結の証として本協定書を2通作成し、両大学の代表が署名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成19年1月1日

北里大学

学長 柴忠義



首都大学東京

学長 西澤潤一

